

監査公表第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年 1 月13日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年11月25日（金）

2 監査の対象

敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場

指定管理者 北陸南洋ビルサービス株式会社

主 管 課 産業経済部観光振興課

3 監査の方法

平成27年4月1日から平成28年9月30日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び財務事務の執行等を審査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、指定管理者及び主管課において適正な措置等をとられ、施設目的に即した運営をお願いしたい。

（1） 敦賀きらめき温泉リラ・ポートについて

① 労働分配率について

施設利用拡大のため、創意工夫のもと取り組んでいただいているところであるが、指定管理者の利益計画において最低人件費の目標設定を決めるなど最低限の労働分配率を定めていただき、サービスの低下にならぬよう更なる工夫を行い、目標値に近づくように分配率、還元率の向上に努めていただきたい。

② 会計処理について

指定管理料については、効果的・効率的な運用を行い、主管課と協議、指導のもとで適正な経理執行に努められたい。

(2) 敦賀市グラウンド・ゴルフ場について

① 登記と定款について

登記簿謄本と定款の目的の項目数が合っていない。これは、登記簿上の目的追加が定款に反映されていないためであり、主管課は指定管理者に対し指導し改善を求めている。

② 利用者貴重品の管理について

利用者から貴重品の預け入れの要望の際、現行は人的に保管管理しているが、キー付き貴重品ボックスを設置する等、責任の所在が及ばぬよう対応していきたい。

③ 会計処理について

指定管理料については、単年度毎に事業内容を明確にし、主管課と協議、指導のもとで適正な経理執行に努められたい。